

申請前に、 確認してありますか？

誤った申請内容による育児休業給付金の**回収案件が増加しています**。
育児休業給付金の申請にあたっては、下記の回収案件となった事例を参考にいただき、
休業者の復帰等について、状況確認を適切に行っていただきますようお願いいたします。

よくある回収案件となる事例

育児休業から**職場復帰していたが**、
育児休業中として申請をした。



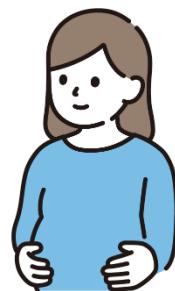
支店から復帰の
連絡ないから、確認せず
申請してもいいかな。

育児休業中に**次の子の産休に
入っていたが**、育児休業中と
して申請をした。

職場復帰せず、
次の子の産休に入った。



第2子



育児休業中に**退職していたが**、
育児休業中として申請をした。

職場復帰したいけど、
仕事との両立が難しいなあ。



育児休業中に**臨時的に就労を行い、
賃金の支払いがあったが
収入無し**として申請をした。



臨時で就労して
もらったこと忘れてた。



※ Wワークの就労も
申告が必要となります

回収案件が発生したとき

※支給された育児休業給付金の**全額を一括で返納**し、改めて給付金の申請をやり直すこととなります。
※返納については、**受給対象者ご本人が給付金を返納**していただくことになるとともに、
対象期間の**全額返納が完了するまで**、その後の**支給が停止**となります。

不正を行ったとき

不正な手段で育児休業給付の支給を受け、また受けようとした場合、不正受給の処分を受けます。
このような場合、不正受給した金額の3倍の金額を納めなければなりません。
事業主等が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主等も本人と連帯して処分等を受けます。
支給申請書を提出する前に、記載内容をよくご確認ください。